

| 現 行 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第1章 総則 第4節 本県の地勢等の状況</p> <p>本県は、中央部にわが国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの高い山々に囲まれている。琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら湖に注ぎ、近江盆地を形成している。気象については、南部と北部では気温の年平均で2～3度、降水量の年合計で1,000ミリ程度の差があり、特に冬季にその差が著しい。</p> <p>平成 <u>30</u>年1月1日現在の本県の推計人口は、<u>1,412,735</u>人で、全国人口の約1%を占めている。人口密度は、<u>351.7</u>人/km²で、全国平均とほぼ同水準である。</p> <p>第2章 湖上災害対策計画 《本県の現状》</p> <p>県土の中央にある琵琶湖は、貴重な水資源であるだけでなく、水産資源、観光資源や水上交通としての機能を有している。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船（株）、近江トラベル（株）が13隻の船舶を所有して定期航路等を運航している。また、動力付き漁船が<u>948</u>隻（平成<u>25</u>年12月31日現在）、動力付きプレジャーモーターボートが<u>4,224</u>隻（平成<u>24</u>年<u>1</u>月末）ある。</p> <p>第5章 道路災害対策計画 《本県の現状》</p> <p>県内の道路総延長は、平成 <u>24</u>年4月1日現在で国道が<u>826.7</u>km、県道</p> | <p>第1章 総則 第4節 本県の地勢等の状況</p> <p>本県は、中央部にわが国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの高い山々に囲まれている。琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら湖に注ぎ、近江盆地を形成している。気象については、南部と北部では気温の年平均で2～3度、降水量の年合計で1,000ミリ程度の差があり、特に冬季にその差が著しい。</p> <p>平成 <u>31</u>年1月1日現在の本県の推計人口は、<u>1,413,155</u>人で、全国人口の約1%を占めている。人口密度は <u>351.8</u>人/km²で、全国平均とほぼ同水準である。</p> <p>第2章 湖上災害対策計画 《本県の現状》</p> <p>県土の中央にある琵琶湖は、貴重な水資源であるだけでなく、水産資源、観光資源や水上交通としての機能を有している。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船（株）、近江トラベル（株）が13隻の船舶を所有して定期航路等を運航している。また、動力付き漁船が<u>657</u>隻（平成<u>29</u>年12月31日現在）、動力付きプレジャーモーターボートが <u>4,250</u>隻（平成<u>30</u>年<u>3</u>月末）ある。</p> <p>第5章 道路災害対策計画 《本県の現状》</p> <p>県内の道路総延長は、平成 <u>29</u>年4月1日現在で国道が <u>715.0</u>km、県道</p> |

| 現 行 | 改正後 |
|--|--|
| <p><u>1,839.3</u>km、市町村道 <u>9,734.4</u>km で、その合計は <u>12,400.4</u>km であり、このほかに名神、新名神、北陸の3本の高速自動車道がある。</p> <p>また、自動車保有台数(軽自動車、二輪車含む)は、平成 <u>25</u>年<u>9</u>月末現在 <u>1,005,990</u> 台となり、前年から増加となった。</p> <p>なお、県内では11のバス会社が乗合バスを運行している。 (資料：道路課、統計課、(一社)滋賀県バス協会)</p> <p>第6章 危険物等災害対策計画 《本県の現状》</p> <p>事故の発生原因となり、また事故の拡大要因ともなる危険物等施設は、多種類にわたり、県内に広範囲に分布している。</p> <p>危険物製造所等は、平成 <u>27</u>年3月末現在 <u>5,937</u> 箇所(完成検査済証交付施設数)あり、内訳は製造所が <u>116</u> 箇所、貯蔵所が <u>4,149</u> 箇所、取扱所が <u>1,671</u> 箇所となっている。</p> <p>また、平成 <u>27</u>年3月末現在火薬類製造所・火薬庫は <u>22</u> 箇所、高圧ガス第一種製造所・第一種貯蔵所は 189 箇所、放射性同位元素等取扱事業所は 88 箇所となっている</p> <p>第4 救助・救急活動 (1) 救助活動 ① 市町および消防機関 市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。 また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請<u>を行う。</u></p> <p>③ 県</p> | <p><u>2,021.2</u>km、市町村道 <u>10,176.4</u>km で、その合計は <u>12,912.6</u>km であり、このほかに名神、新名神、北陸の3本の高速自動車道がある。</p> <p>また、自動車保有台数(軽自動車、二輪車含む)は、平成 <u>30</u>年<u>3</u>月末現在 <u>1,015,857</u> 台となり、前年から増加となった。</p> <p>なお、県内では11のバス会社が乗合バスを運行している。 (資料：道路課、統計課、(一社)滋賀県バス協会)</p> <p>第6章 危険物等災害対策計画 《本県の現状》</p> <p>事故の発生原因となり、また事故の拡大要因ともなる危険物等施設は、多種類にわたり、県内に広範囲に分布している。</p> <p>危険物製造所等は、平成 <u>30</u>年3月末現在 <u>5,647</u> 箇所(完成検査済証交付施設数)あり、内訳は製造所が <u>118</u> 箇所、貯蔵所が <u>3,919</u> 箇所、取扱所が <u>1,610</u> 箇所となっている。</p> <p>また、平成 <u>30</u>年3月末現在火薬類製造所・火薬庫は <u>25</u> 箇所、高圧ガス第一種製造所・第一種貯蔵所は 189 箇所、放射性同位元素等取扱事業所は 88 箇所となっている</p> <p>第4 救助・救急活動 (1) 救助活動 ① 市町および消防機関 市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。 また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請<u>を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。</u></p> <p>③ 県</p> |

| 現 行 | 改正後 |
|--|--|
| <p>県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動</p> <p>イ 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p><u>エ</u> <u>相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請</u></p> <p><u>オ</u> 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p><u>カ</u> 消防組織法第 43 条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p><u>キ</u> 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) および医療救護班の派遣要請</p> <p>(2) 救急活動</p> <p>③ 県</p> <p>県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動</p> <p>イ 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p><u>エ</u> <u>相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請</u></p> <p><u>オ</u> 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p><u>カ</u> 消防組織法第 43 条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p><u>キ</u> 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) および医療救護班の派遣要請</p> | <p>県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動</p> <p>イ 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p><u>エ</u> 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p><u>オ</u> 消防組織法第 43 条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p><u>カ</u> 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) および医療救護班の派遣要請</p> <p>(2) 救急活動</p> <p>③ 県</p> <p>県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動</p> <p>イ 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p><u>エ</u> 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p><u>オ</u> 消防組織法第 43 条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p><u>カ</u> 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) および医療救護班の派遣要請</p> |

| 現 行 | 改正後 | | | | | | | | | |
|--|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|
| <p>第5 消火活動</p> <p>③ 県 県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動 イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請 ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p><u>エ</u> <u>相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請</u> <u>オ</u> 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請 <u>カ</u> 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示 <u>キ</u> 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請</p> <p>第9章 林野火災対応策 第3 防火意識の高揚</p> <p>県、市町、消防機関、森林組合、森林所有者等が一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（乾燥注意報発表回数）</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>平成21年 23回</u></td> <td><u>平成22年 18回</u></td> <td><u>平成23年 45回</u></td> </tr> <tr> <td><u>平成24年 6回</u></td> <td><u>平成25年 14回</u></td> <td><u>平成26年 15回</u></td> </tr> <tr> <td><u>平成27年 17回</u></td> <td><u>平成28年 12回</u></td> <td><u>平成29年 13回</u></td> </tr> </table> | <u>平成21年 23回</u> | <u>平成22年 18回</u> | <u>平成23年 45回</u> | <u>平成24年 6回</u> | <u>平成25年 14回</u> | <u>平成26年 15回</u> | <u>平成27年 17回</u> | <u>平成28年 12回</u> | <u>平成29年 13回</u> | <p>第5 消火活動</p> <p>③ 県 県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動 イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請 ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p><u>エ</u> 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請 <u>オ</u> 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示 <u>カ</u> 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請</p> <p>第9章 林野火災対応策 第3 防火意識の高揚</p> <p>県、市町、消防機関、森林組合、森林所有者等が一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（削除）</u></p> |
| <u>平成21年 23回</u> | <u>平成22年 18回</u> | <u>平成23年 45回</u> | | | | | | | | |
| <u>平成24年 6回</u> | <u>平成25年 14回</u> | <u>平成26年 15回</u> | | | | | | | | |
| <u>平成27年 17回</u> | <u>平成28年 12回</u> | <u>平成29年 13回</u> | | | | | | | | |

